

定款

経営基本 第 00010 号

株式会社メイテック

目 次

第 1 章 総則.....	3
第 1 条 (商号)	3
第 2 条 (目的)	3
第 3 条 (本店の所在地)	3
第 4 条 (機関)	3
第 5 条 (公告方法)	4
第 2 章 株式.....	4
第 6 条 (発行可能株式総数)	4
第 7 条 (自己の株式の取得)	4
第 8 条 (単元株式数)	4
第 9 条 (単元未満株式の買増し)	4
第 10 条 (株主名簿管理人)	4
第 11 条 (株式取扱規程)	4
第 3 章 株主総会	4
第 12 条 (招集)	4
第 13 条 (定時株主総会の基準日)	4
第 14 条 (招集権者および議長)	5
第 15 条 (電子提供措置等)	5
第 16 条 (決議の方法)	5
第 17 条 (議決権の代理行使)	5
第 4 章 取締役および取締役会	5
第 18 条 (取締役の定員)	5
第 19 条 (取締役の選任)	5
第 20 条 (取締役の任期)	5
第 21 条 (代表取締役および役付取締役)	6
第 22 条 (取締役会規程)	6
第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)	6
第 24 条 (取締役会の招集通知)	6
第 25 条 (取締役会の決議の省略)	6

第 26 条（取締役の報酬等）	6
第 27 条（取締役の責任免除）	6
第 5 章 監査役および監査役会	6
第 28 条（監査役の定員）	6
第 29 条（監査役の選任）	7
第 30 条（監査役の任期）	7
第 31 条（常勤監査役）	7
第 32 条（監査役会規程）	7
第 33 条（監査役会の招集通知）	7
第 34 条（監査役会の報酬等）	7
第 35 条（監査役の責任免除）	7
第 6 章 計算	7
第 36 条（事業年度）	7
第 37 条（剰余金の配当の基準日）	7
第 38 条（中間配当）	8
第 39 条（配当金の除斥期間）	8
附則	8

定款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社メイテックと称し、英文では、MEITEC CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械類の設計、製作および販売
- (2) 電気、電子機器類の設計、製作および販売
- (3) 電子計算機に関するソフトウェアの開発および販売
- (4) 前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版・販売
- (5) 電子計算機および周辺機器の管理ならびに販売
- (6) 前各号に関連する調査、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業務
- (7) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (8) 広告代理業および旅行業代理店業
- (9) スポーツ施設、文化教室および飲食店等の経営
- (10) 不動産の賃貸借および管理
- (11) 物品のリース業
- (12) 各種企業に対する投資および有価証券の保有ならびに運用
- (13) 労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業
- (14) 再就職支援のコンサルタント業務
- (15) 経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施並びに
コンサルタント業務
- (16) 前各号に関連または附帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、142,854,400 株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長事故ある時は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができます。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条（取締役の定員）

当会社の取締役は 22 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

- 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定め、または必要に応じ、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 28 条（監査役の定員）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 29 条（監査役の選任）

- 監査役は、株主総会で選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条（監査役の任期）

- 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 33 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

第 34 条（監査役会の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（監査役の責任免除）

- 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

第 36 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 37 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 38 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

第 39 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当財産には利息をつけない。

附則

1. 変更前定款第 15 条の削除および変更後定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
-

附則

この定款は、昭和 49 年 7 月 8 日より実施する。

この定款は、昭和 54 年 9 月 25 日より改定する。

この定款は、昭和 55 年 1 月 23 日より改定する。

この定款は、昭和 55 年 9 月 25 日より改定する。

この定款は、昭和 57 年 9 月 29 日より改定する。

この定款は、昭和 59 年 3 月 26 日より改定する。

この定款は、昭和 59 年 10 月 31 日より改定する。

この定款は、昭和 61 年 10 月 24 日より改定する。

この定款は、昭和 62 年 10 月 28 日より改定する。
この定款は、昭和 63 年 6 月 29 日より改定する。
この定款は、平成 2 年 6 月 28 日より改定する。
この定款は、平成 3 年 6 月 27 日より改定する。
この定款は、平成 6 年 6 月 29 日より改定する。
この定款は、平成 8 年 6 月 27 日より改定する。
この定款は、平成 13 年 6 月 26 日より改定する。
この定款は、平成 13 年 10 月 1 日より改定する。
この定款は、平成 14 年 6 月 25 日より改定する。
この定款は、平成 15 年 6 月 24 日より改定する。
この定款は、平成 16 年 6 月 24 日より改定する。
この定款は、平成 16 年 10 月 1 日より改定する。
この定款は、平成 18 年 6 月 22 日より改定する。
この定款は、平成 21 年 6 月 23 日より改定する。
この定款は、平成 22 年 1 月 6 日より改定する。
この定款は、平成 27 年 6 月 18 日より改定する。
この定款は、令和 4 年 6 月 21 日より改定する。